

1. 概要

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで(改正前平成 28 年 3 月 31 日まで)の間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給し、以下の要件を満たした場合は、雇用者給与等支給増加額の 10%の税額控除ができる制度です。ただし法人税額の 10%(中小企業等については 20%)相当額が限度です。

※雇用促進税制との併用適用は不可となっております。

2. 適用要件

次の①～③のすべての要件を満たした場合に税額控除を受けることができます。

- >要件①当期の雇用者給与等支給増加額 \geq 基準雇用者給与等支給額 \times 2%(改正前 5%)
- >要件②当期の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額
- >要件③当期の平均給与等支給額 \geq 前期の平均給与等支給額

3. 手続きの方法

適用に際し、税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。ただし、確定申告書に税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります

4. 計算例(6月決算法人の場合)

前期データ	当期データ
H24.7.1～H25.6.30(基準事業年度)	H25.7.1～H26.6.30(適用 1 年目)
雇用者給与等支給額 4,000 万円	雇用者給与等支給額 5,000 万円
従業員数 10 名	従業員数 11 名
平均給与等支給額 400 万円	平均給与等支給額 454 万円

基準事業年度は、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度ですので、基準事業年度は、H24.7.1～H25.6.30 となります

【判定】

- ① $5,000 \text{ 万円} - 4,000 \text{ 万円} = 1,000 \text{ 万円} \geq 4,000 \text{ 万円} \times 2\% = 80 \text{ 万円} \rightarrow \text{OK}$
- ② $5,000 \text{ 万円} \geq 4,000 \text{ 万円} \rightarrow \text{OK}$
- ③ $454 \text{ 万円} \geq 400 \text{ 万円} \rightarrow \text{OK}$

①～③のすべての要件を満たしているため、税額控除を受けることができます。

【税額控除額】

$(5,000 \text{ 万円} - 4,000 \text{ 万円}) \times 10\% = 100 \text{ 万円}$ (法人税額の 20%が限度)

H25.7.1～26.6.30 法人税税額控除額 100 万